MMRワクチン接種による被害発生の原因究明に関する質問主意書

出者 阿部知

提

子

M M Rワクチン接種による被害発生の原因究明に関する質問主意書

本件については去る七月三十一日に第一回目 の質問主意書を提出し、 九月十日付けにて答弁書を受けまし

たが、 尚不明な点やMMRワクチン接種による被害発生の原因究明に必要な事実関係を確認すべき事項があ

り、以下について質問する。

先の答弁書、 別表第二の被害事例について、平成元年四月MMRワクチン導入後まもなく(五月から七

月にかけて)、死亡一例、 難聴一例、 無菌性髄膜炎・小児片麻ひ一例が発生している。 しかもその三例は

後にすべて被害認定がなされ救済されている。 後の二例はいずれも障害児養育年金 二級の認定がされると

いう重篤さであった。 右の三例について、 当時の保健医療局が報告を受けた年月日及び申請を受けた年月

日を明らかにした上で、 MMRワクチン接種との関係を認めたこれらの事例がどこでどのように検討され

たのか、 薬事行政、 予防接種行政両面について、 関係する会議・審議会等開催の事実経過を示せ。

二また、 福島県の死亡例については保護者から救済申請が出されて後約二年がかりで平成四年に救済が決

定されている。 なぜ、このように救済決定までに長期間を要したのか。

 \equiv MMRワクチンが副作用被害の問題を起こしながら、 長年にわたり接種が強行されたことと対照的な事

実が、 篤な症例があっても中止しなかったMMRワクチンに関する対応との違いはいかなる理由によるものか、 薬害における行政的対応に比して大いに評価できるものである。それに比べ、後に救済される死亡例、重 の二日後にこの通知が出され、 五十年二月一日付 先の答弁書 「十六について」で確認されている。 衛発第四十九号厚生省公衆衛生局長通知」 一時中止の措置がなされている。 そこで引用されたDPTワクチンに関する をみると、 迅速かつ当然のことではあるが、 同年一月三十日の 死亡事 従前(故発生 昭和 0

だけではなくその必要量確保のために当然のことながら、 たのかその理由について政府の見解を示せ。 国の打ち合わせに関する事実経過)を明らかにした上で、平成二年に前年の製造量に比してなぜ倍増させ 11 て倍増している。 (はしかワクチンの製造元、 のもとで調整をしていると思われる。 先の答弁書、 別表第一に示されているとおり、 ワクチンの公的接種という国の施策と、 北里研究所、阪大微生物病研究会、 平成二年に、はしかの単味ワクチン製造量を増加させた事実経過 また、これに関連して元年度には製造していなかった「千葉 平成二年にははしかの単味ワクチン製造量が前年に比し 国と業界の協力関係が必須であり、 ワクチンの製造量に関しては、 武田薬品工業、千葉県血清研究所などと 企業独自 双方話 0 し合 判断

兀

政

府の見解を示せ、

県血 清研究所」 が新たに製造を開始しているが、 その製造承認申請がいつなされ、 いつ承認されたの かも

あわせて示せ。

五 さらに、 昭和六十三年から平成六年までの各年次について麻しん定期接種対象児の人口、 はしか単 味ワ

クチンの製造量、 実接種人数、 接種率などを示せ。平成元年、 MMRワクチンの三件の重篤な副作用: 被害

が発生した五月から七月の間に、 従来のはしか単味ワクチン接種になぜ戻すことができなかったの かを示

せ。 また先の答弁書の「八について」でも述べられているとおり、 MMRワクチンは、 はしか定期 接 種に

際して、 保護者が希望した場合に使用することができるとされているものであるから、 おお かたの 保護者

が は しか単味ワクチン接種を希望した場合も混乱なく接種できる体制でなければならないはずである。 同

時期に、 従来のは しか単味ワクチン接種に戻すことが不可能だったとするならい つの時点で国が生産増を

指 示したなら、 いつ頃から従来方式に戻すことが可能になったか政府の見解を述べよ。

六 先の答弁書、 別表第二にある、 平成元年五月九日接種事例 (福島県の死亡例)、 平成元年五月十七日接

種 事例、 平成元年七月一日接種事例及び平成三年四月二十四日接種事例が、 薬務局が収集した事例である

別表第三に含まれないのはなぜか。 右の四例について、 該当ワクチン製造企業には企業報告の義務が課せ

られている。にもかかわらず報告がなかったのか、また他に理由があるのか、 いずれにせよ薬務局が深刻

な症例をモニターしていなかったことになるがいかがか、 政府の見解を示せ。

右質問する。